

災害時等におけるドローンを活用した活動支援に関する協定書

横浜市旭区役所（以下「甲」という。）と株式会社平間（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるドローン（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した活動支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、横浜市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、旭区内の災害応急対策等を迅速かつ効果的に実施するため、甲から乙に對して要請するドローンを活用した活動支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（活動支援の内容）

第 2 条 前条の活動支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害発生現場等の被害状況調査、避難情報の発令及び解除に必要な情報収集の支援
- (2) 前号に掲げるもののほか、災害時等においてドローンの活用が効果的と認める活動の支援

（活動支援の要請）

第 3 条 甲は、災害時等において乙による活動支援が必要と認めるときは、乙に協力を要請し、乙は当該要請に可能な限り応じるものとする。

2 前項の要請は、甲から乙に対して活動支援要請書（様式第 1 号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（活動支援の実施等）

第 4 条 乙は、第 3 条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に社員を派遣する。

2 甲及び乙は、現場において活動内容について協議し、乙は甲の指揮監督に従い、活動支援を実施するものとする。

3 乙の社員は、航空法等の関係法令を遵守するものとする。

4 乙は、災害時等における活動支援を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、活動支援終了報告書（様式第 2 号）により活動支援内容等を甲に報告するものとする。

（映像等の権利帰属）

第 5 条 この協定に基づく活動支援により乙が撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

- 2 乙は、撮影した成果品を速やかに甲へ提出するものとする。
- 3 乙は甲の許可なく、成果品をインターネット、テレビ放送その他の手段により公開してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙の社員は、この協定に基づく活動により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。このことは、本協定が終了した後及び乙の社員でなくなった後も同様とする。

(経費の負担等)

第7条 この協定に基づく活動支援及びこれに関する費用は、乙が負担するものとする。

(事故の報告)

第8条 乙は、この協定に基づく活動支援の実施に際し事故等が発生したときは、甲に対してその状況を口頭により速やかに報告し、甲及び乙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。その後、乙は甲に対し、速やかに事故発生報告書（様式第3号）を提出するものとする。

(補償等)

第9条 この協定にかかる活動支援に従事した乙の社員が、それらの活動支援等に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙が加入する労災保険及び賠償責任保険により補償するものとする。

- 2 この協定に基づく活動支援に従事した乙の社員が、それらの活動支援等を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合は、乙が加入する賠償責任保険により賠償するものとする。
- 3 この協定に基づく活動支援中に乙の保有するドローンが破損、紛失等の損害を生じた場合は、乙がその修繕等に要する費用を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害については、甲がこれを負担しなければならない。

(連絡先等の報告)

第10条 甲及び乙はこの協定の締結後、連絡責任者、連絡担当者及び連絡先を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合もまた同様とする。

(情報の報告)

第11条 乙はこの協定の締結後、活動支援等にかかるドローンの機体数、性能等の情報について、甲に報告するものとする。また、報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書による解約の申し出がない場合は、本協定を1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 本協定の運用等において新たに必要とされる事項及び本協定に定めのない事項は、
その都度、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自その
1通を保有する。

令和7年5月29日

甲 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12

横浜市旭区役所

旭区長 権藤 由紀子

乙 横浜市旭区東希望が丘206

株式会社 平間

代表取締役 平間 清孝